

避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

さぬき市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者や障害者の方々を「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認など避難行動要支援者の生命又は身体を守るために必要な措置を講ずるため基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成します。

この名簿は、対象となるご本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供します。また、同意が得られなかった方についても、災害発生時に生命又は身体を保護するために市が必要と判断した場合には情報提供することとしています。

1 対象となる人は

生活の基盤が自宅にあり、災害発生時において自力での避難が難しく、避難行動をとる時に支援が必要とされる方です。

避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は次のとおりです。

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級（総合等級）の第1種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA又はA判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- ⑤ 生活支援を受けている難病患者
- ⑥ ①～⑤に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

- ※ 次の場合は掲載の対象者となりませんのでご注意ください。
- ア 福祉施設等へ長期入所されている方や長期入院されている方（一時的に入所、入院されている方は対象者となります。）
 - イ ⑥に該当する方で、同居の家族等の支援が受けられる方（災害時の対応に不安がある場合は対象者となります。）

2 名簿の内容は

市で管理している住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を記載します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害の種別及び程度等）
- ⑦ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 名簿の提供先は

名簿を提供する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ① さぬき警察署
- ② 大川広域消防本部
- ③ さぬき市消防団
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ さぬき市社会福祉協議会
- ⑥ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- ⑦ 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者

★名簿は、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみを提供し、各団体に一律に提供するものではありません。

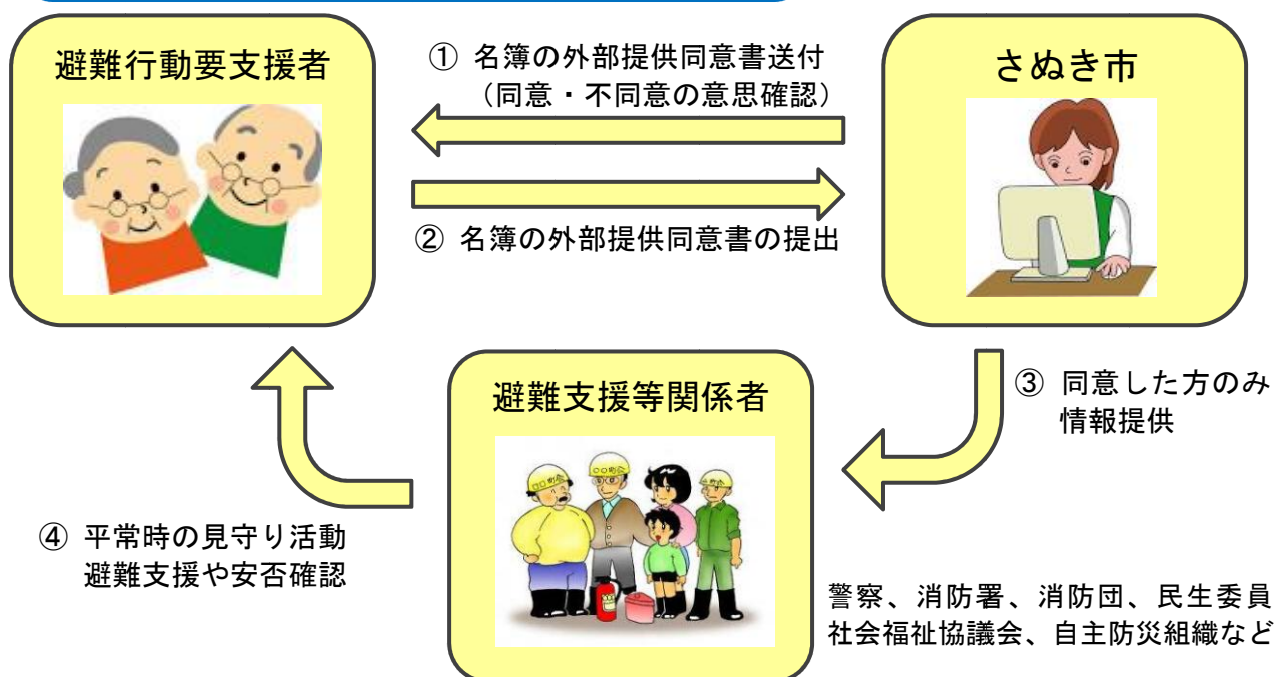
4 個人情報の取り扱いについて

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

5 名簿記載事項の変更について

名簿の外部提供同意の意思については、変更の申し出がない限り自動継続としますが、意思の変更や名簿記載事項に変更が生じた場合は手続きが必要ですので、必ず下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

6 避難行動要支援者名簿活用のイメージ図



※ 災害発生時等には、名簿の外部提供の同意が得られなかった方についても情報提供することがあります。

7 注意事項



避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

常に災害への備えを忘れず、「自分の身は自分で守る」という意識を持つとともに、日頃から積極的に周囲の方々との良い関係を作るよう心がけてください。

お問い合わせ先

名簿登録について
防災対策について

さぬき市健康福祉部福祉総務課
さぬき市総務部危機管理室

電話 (0879) 26-9902
電話 (087) 894-1115